

議案第25号

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

**第1条** 守口市地区コミュニティセンター条例（平成28年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p><u>（使用料）</u></p> <p><b>第5条</b> 利用者は、別表第2に掲げる<u>使用料</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 利用者は、附属設備、器具備品等を<u>使用する</u>ときは、その<u>使用料</u>を、前項の<u>使用料</u>に併せて前納しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する附属設備、器具備品等の<u>使用料</u>の額は、規則で定める。</p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p><b>第6条</b> 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>（使用料の還付）</u></p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p><u>（利用料）</u></p> <p><b>第5条</b> 利用者は、別表第2に掲げる<u>利用料</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 利用者は、附属設備、器具備品等を<u>利用する</u>ときは、その<u>利用料</u>を、前項の<u>利用料</u>に併せて前納しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する附属設備、器具備品等の<u>利用料</u>の額は、規則で定める。</p> <p><u>（利用料の減免）</u></p> <p><b>第6条</b> 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>（利用料の還付）</u></p>

**第7条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを還付することができる。

(特別な設備の設置等の禁止)

**第8条** 利用者は、特別な設備を設け、既設の施設等に変更を加え、又は据え付けられたもの以外の器具備品等を使用することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

**第9条** 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第4条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

第10条及び第11条 略

**第7条** 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを還付することができる。

(特別な設備の設置等の禁止)

**第8条** 利用者は、特別な設備を設け、既設の施設等に変更を加え、又は据え付けられたもの以外の器具備品等を利用することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

**第9条** 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第4条の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。

第10条及び第11条 略

(指定管理者による管理)

**第12条** センターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合

**第12条** 略

別表第1 略

別表第2 (第5条関係)

区分	使用料 30分につき
----	---------------

における当該指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。

(1) センターの利用の承認に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第11条の規定の適用については、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

**第13条** 前条の規定により指定管理者にセンターを管理させる場合、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、第5条に定める額とする。

**第14条** 略

別表第1 略

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料 30分につき
----	---------------

略

備考

- 1 市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が使用する場合における使用料は、この表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利を目的として使用する場合における使用料は、市民等の場合にあつてはこの表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とし、市民等以外の者の場合にあつてはこの表に定める額の3倍の額とする。

略

備考

- 1 市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合における利用料は、この表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利を目的として利用する場合における利用料は、市民等の場合にあつてはこの表に定める額の1.5倍の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とし、市民等以外の者の場合にあつてはこの表に定める額の3倍の額とする。

**第2条** 守口市地区コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>守口市地区コミュニティセンター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域における市民の相互交流を促進し、市民の主体的な学習活動の場及び機会を提供するとともに、市民との協働により地域の特性を活かしたまちづくりを推進するた</p>	<p><u>守口市コミュニティセンター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域における市民の相互交流を促進し、市民の主体的な学習活動の場及び機会を提供するとともに、市民との協働により地域の特性を活かしたまちづくりを推進するた</p>

め、守口市地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条から第14条まで 略

**別表第1**（第2条関係）

名称	位置
<u>守口市中央コミュニティセンタ</u> <u>二</u>	<u>守口市京阪本通2丁目14番</u> <u>1号</u>
略	

**別表第2**（第5条関係）

区分	利用料 30分につき	
<u>中央コミュニティセンタ</u> <u>二</u>	<u>和室1</u>	<u>60円</u>
	<u>和室2</u>	<u>50</u>
	<u>第1会議室</u>	<u>110</u>
	<u>第2会議室</u>	<u>110</u>
	<u>第3会議室</u>	<u>150</u>
	<u>第1集会室</u>	<u>90</u>
	<u>第2集会室</u>	<u>50</u>
	<u>多目的室</u>	<u>50</u>

め、守口市エリアコミュニティセンター及び守口市地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条から第14条まで 略

**別表第1**（第2条関係）

名称	位置
<u>守口市中部エリアコミュニティ</u> <u>センター</u>	<u>守口市京阪本通2丁目5番</u> <u>5号</u>
略	

**別表第2**（第5条関係）

区分	利用料 30分につき	
<u>中部エリアコミュニティ</u> <u>センター</u>	<u>会議室1</u>	<u>100円</u>
	<u>会議室2</u>	<u>110</u>
	<u>会議室3</u>	<u>50</u>
	<u>会議室4</u>	<u>50</u>
	<u>小会議室1</u>	<u>20</u>
	<u>小会議室2</u>	<u>20</u>
	<u>多目的室(防音)</u>	<u>80</u>
	<u>多目的室(調理)</u>	<u>110</u>

	大ホール	350
	体育室半面	240
	体育室全面	480
略		
備考 略		

	和室	70
	体育室半面	240
	体育室全面	480
略		
備考 略		

**第3条** 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第1条から第14条まで 略		第1条から第14条まで 略	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
守口市中部エリアコミュニティセンター	略	守口市中部エリアコミュニティセンター	略
守口市庭窪コミュニティセンター	略	守口市東部エリアコミュニティセンター	守口市大久保町1丁目南27番6号
守口市庭窪コミュニティセンター一分室	守口市金田町3丁目29番1号	守口市庭窪コミュニティセンター	略

守口市三郷コミュニティセンター	略
守口市東部コミュニティセンター	守口市藤田町1丁目54番11号
略	
守口市錦コミュニティセンター	略
守口市東コミュニティセンター	守口市大久保町5丁目38番14号
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料 30分につき
中部エリアコミュニティセンター	略

守口市三郷コミュニティセンター	略
略	
守口市錦コミュニティセンター	略
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料 30分につき	
中部エリアコミュニティセンター	略	
東部エリアコミュニティセンター	会議室1	90
	会議室2	30
	会議室3	70
	セミナー交流室1	20
	セミナー交流室2	40
	創作室	50

庭窪コミュニティセンター	略	
庭窪コミュニティセンター 一分室	和室	100
	会議室	100
	多目的ホール	240
三郷コミュニティセンター	略	
東部コミュニティセンター	和室	70
	会議室	60
	料理実習室	150
	老人憩い室	60
	講義室	110

調理作業室 1	60
調理作業室 2	60
和室	40
親子交流室	50
スタジオ	20
多目的ホール1/ 3面	160
多目的ホール1/ 2面	240
多目的ホール全 面	490
庭窪コミュニティセンター	略
三郷コミュニティセンター	略

	創作室	110		
	体育室半面	190		
	体育室全面	380		
略			略	
錦コミュニティセンター	略		錦コミュニティセンター	略
東コミュニティセンター	和室	100		
	会議室 1	100		
	会議室 2	100		
	講義室	210		
	体育室半面	190		
	体育室全面	380		
略			略	
備考 略			備考 略	

第4条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第1条から第14条まで 略		第1条から第14条まで 略	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置

略	
守口市東部エリアコミュニティセンター	略
守口市庭窪コミュニティセンター	略
守口市三郷コミュニティセンター	守口市東光町2丁目1番11号
守口市南部コミュニティセンター	守口市寺方元町4丁目7番6号
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料 30分につき	
略		
庭窪コミュニティセンター	略	
三郷コミュニティセンター	和室1階	90
	和室2階	60
	会議室	130
	実習室	140

略	
守口市東部エリアコミュニティセンター	略
守口市南部エリアコミュニティセンター	守口市大宮通1丁目13番7号
守口市庭窪コミュニティセンター	略
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料 30分につき
略	
庭窪コミュニティセンター	略

	工作室	30		
	ホール	240		
	体育室半面	210		
	体育室全面	420		
南部コミュニティセンタ	和室	90		
二	会議室	60		
	料理実習室	120		
	老人憩い室	90		
	講義室	160		
	創作室	110		
	体育室半面	240		
	体育室全面	480		
略			略	
備考 略			備考 略	

### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、規則で定める日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の守口市地区コミュニティセンター条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の守口市地区コミュニティセンター条例の相当規定によって行ったものとみなす。